

神河町官民競争入札実施方針

平成25年2月（改訂版）

神 河 町

1. 制度導入の背景

官民競争入札制度（市場化テスト）は、平成18年6月に交付された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づくもので、「民間でできることは民間で」の発想のもと、行政機関が実施する公共サービスを見直し、民間でも提供が可能なサービスについては、行政と民間が質と価格を競うことでより質の高い効率的な公共サービスの提供を実現するものです。

本町は、平成18年12月「第1次神河町行財政改革大綱」及び実施計画（集中改革プラン）を策定し、今後もより一層の行財政改革を推し進めることとしていますが、多様化・複雑化する住民サービスの質と量を確保しつつ、職員の削減等、行政のスリム化を図るためには事務事業のアウトソーシングが不可欠です。

また、長引く不況と三位一体改革に伴う行財政改革等によって公共事業等が激減し、地方では景気回復の兆しが見えてきません。官民競争入札制度によって民間に事務事業を委託することは、新たな事業機会の創出と雇用拡大のきっかけとなる可能性があり、本町のような小さな町にとって、制度に取り組む意義は非常に大きいと思われます。

このような背景から、官民競争入札制度を導入して積極的に活用することとしたもので、この実施方針は制度の実際の運用等について示すものです。

2. ガイドライン等

制度を運用するに当たり、取り組みの基本的な考え方を示すために、この実施方針とは別に「神河町官民競争入札制度基本方針」を策定しました。

このほかに、官民競争入札を実施する際は実施する事務事業ごとに実施要項を定めることとし、基本的な考え方を示した「基本方針」と運用の考え方を示した「実施方針」、事業の詳細を示した「実施要項」によって制度を運用していきます。

3. 担当部局

官民競争入札の担当部局は、総務課とします。

ただし、民間競争入札を行う場合については、事業の所管課が実施要項を作成して入札を執行するものとします。

4. 官民競争入札における情報の遮断

官民競争入札を実施する場合、告示後には入札担当部局で総務課と入札に参加する事業所管課の不当な情報交換を禁止します。

これは、入札に参加する事業所管課が有利になることを避けるための措置で、情報を遮断した日付や担当者氏名等を公表し、公平性と透明性を確保します。

なお、禁止となるのは官民競争入札の公平性等を欠く恐れがある情報が対象で、質疑事項や入札対象の業務にまったく関連のない他の業務の情報交換までを禁止するもの

ではありません。

5. 対象となる業務

官民競争入札の対象となる業務は、次のとおりです。

- (1) 施設の設置、運営または管理の業務
- (2) 研修の業務
- (3) 相談の業務
- (4) 調査または研究の業務
- (5) (1) 及び (2) 以外に、その内容や性質から必ずしも行政が自ら実施する必要がないと判断できる業務

本町では、「第1次神河町行財政改革大綱（第2次改訂版 平成23年6月）」及び実施計画（集中改革プラン）の実施状況をホームページなどで広く公開し、民間事業者や町民からの意見を参考とし、神河町行財政改革推進委員会の意見を聞きながら対象とする業務を選定します。

6. 委員会の設置

入札における中立性と公平性を確保するため、合議制の機関として「神河町官民競争入札等監理委員会」を設置します。

(敬称略)

No.	選出区分	氏名
1	行財政改革推進委員	秋山紀史
2	行財政改革推進委員	足立喜久雄
3	住民代表	廣納智秋
4	住民代表	山内敦子
5	地元商工会等	堀口勝久
6	地元商工会等	片岡仁
7	地元企業	押阪学
8	地元企業	内藤昌美
9	行政	細岡重義
10	行政	太田俊幸

※ 任期は、平成25年2月5日から平成27年2月4日まで

7. 実施要項に記載する事項

入札の執行に当たって作成する各業務の実施要項には、必要に応じて次に掲げる事項を記載するものとします。

- (1) 入札を行う業務の詳細な内容
- (2) 落札者が業務を行うに当たり確保されるべきサービスの質に関する事項
- (3) 落札者に業務を行わせる期間
- (4) 入札に参加する資格に関する事項
- (5) 入札参加者の募集に関する事項
- (6) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定に関する事項
- (7) 官民競争入札の場合は、情報の遮断に関する事項
- (8) 入札を行う業務の従来の実施状況に関する情報
- (9) 契約の内容に関する事項
- (10) 提案に必要な書類
- (11) その他入札の執行に必要なと思われる事項

8. 参加資格要件

詳細な参加資格の要件は、業務ごとに定め、実施要項に記載することとしますが、次の各号に該当する場合はあらかじめ参加できないこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」といいます。）
第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 10 条第 1 号から第 10 号に該当する者
- (4) 税（国税及び地方税）を滞納している者
- (5) 経営状況が良好でない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定義する者が、支配人、取締役、監査役若しくはこれらに準ずるべき地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している団体等
- (7) その他公共のサービスを提供するにふさわしくないと判断できる者

なお、同一応募者による複数の提案及び同一応募者が複数の共同企業体の構成員となることは認めません。

9. 落札者の選定

落札者の選定は、神河町官民競争入札等監理委員会が行います。

選定の方法は、総合評価入札方式によるものとし、提案書の書類審査及び面接等による聞き取りによって行います。

ただし、神河町官民競争入札等監理委員会の委員が支配人、取締役、監査役若しくはこれらに準ずるべき地位に就任し、または実質的に経営等に関与している場合は、当該委員は落札者の選定に参加できないものとします。

なお、書類の審査のみで明らかに落札者の選定が可能な業務など、その内容によって聞き取りが不要と判断できる場合、書類審査のみで選定を行う場合もあります。

選定方法は業務ごとに定めることとし、実施要項に明記するものとします。

10. 提出書類

原則として次の書類の提出を要するものとしますが、入札を行う業務ごとに条件が異なるため、入札を行う業務ごとに定め、実施要項に記載するものとします。

- (1) 入札参加申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業費提案書
- (4) 誓約書
- (5) 個人の場合は身分証明書、法人等の場合は登記簿謄本、定款、団体規則その他これらに類する書類
- (6) 納税証明書
- (7) 貸借対照表及び損益計算書または収支予算書及び収支決算書
- (8) その他個人または事業所の確認等に必要と思われる書類

11. 落札者決定後の措置

神河町官民競争入札等監理委員会において落札者が選定された後、その落札者に応じて次のように事務処理を行います。

(1) 民間事業者が落札した場合

- ① 議会の議決を経た後の履行を確実にするために、町と受託者の間で仮契約を締結します。
- ② 町は、契約の締結を議会に提出し、議決を求め、議決後、本契約を締結します。
- ③ 受託者との必要な引継ぎ等の後、民間事業者が事業を開始します。
- ④ 受託者は、町に提案した事業計画に基づき、業務を遂行するものとします。
- ⑤ 事業の実施期間中、町は一定期間ごとまたは不定期に受託者から必要な報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることができるものとします。
- ⑥ 業務の委託期間中に受託者が業務継続困難な状態となった場合、町が受託者に代わって業務を継続することがあります。

(2) 町（事業所管課）が落札した場合

- ① 事業所管課は、入札時に提出した事業計画書に基づき、業務を実施します。

12. 平成25年度における取り組み

平成25年度においては、「第1次神河町行財政改革大綱（第2次改訂版 平成23年6月）」及び実施計画（集中改革プラン）を参考に、次のように事務を進めます。

(1) 官民競争入札を実施する業務

・センター長谷証明窓口業務

(2) 民間競争入札を実施する業務

・該当業務なし

(3) その他の業務に関する取扱い

毎年度実施する事務事業評価において民間への委託の可能性を検討し、神河町行財政改革推進委員会等の意見を参考にしながら、民間委託が適当と判断された業務については、次年度からの委託を目標に事務処理を進めるものとします。